

財団法人 坂口国際育英奨学財団
寄 附 行 為

第 1 章 総 則

(名 称)
第 1 条 この法人は、財団法人坂口国際育英奨学財団という。

(事 務 所)
第 2 条 この法人は、事務所を東京都千代田区外神田 1 丁目 1 2 番 2 号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)
第 3 条 この法人は、アジア諸国やその他の国から我が国の大学に留学する者に奨学援助を行い、もって我が国とアジア諸国やその他の国との友好親善に寄与することを目的とする。

(事 業)
第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
(1) 外国人留学生に対する奨学金の支給
(2) 奨学金の支給を受ける外国人留学生に対する指導及び助言
(3) その他目的を達成するために必要な事業

第 3 章 資産及び会計

(資産の構成)
第 5 条 この法人の資産は、次のとおりとする。
(1) 設立当初の財産目録に記載された財産
(2) 資産から生ずる収入
(3) 事業に伴う収入
(4) 寄附金品
(5) その他の収入

(資産の種別)
第 6 条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
(3) 理事会で基本財産に繰入れることを議決した財産
(4) 基本財産とされている株式に基づき取得した新規発行による株式

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に必要とする経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、毎会計年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。
事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第11条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び財産増減事由書とともに、監事の意見を付け、理事会において理事現在数の3分の2以上の承認を受けて、毎会計年度終了後3ヶ月以内に、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第12条 この法人が借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第13条 第8条ただし書き及び前条の規定に該当する場合、並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第4章 役員、評議員及び職員

(役員)

第15条 この法人には次の役員を置く。

- (1) 理事7名以上10名以内(うち理事長1名、常務理事1名とする)
- (2) 監事2名

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は互選で理事長及び常務理事を定める。

- 2 理事の選任にあたっては、理事のいずれか1名及びその者と親族その他特殊な関係にある者の合計数が、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 3 監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係のある者を含む)及び職員が含まれてはならない。
また各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務)

第17条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務を処理し、理事長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第18条 監事はこの法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること
- (4) 前号の報告するため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること

(役員任期)

第19条 この法人の役員任期は2年とし、再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は前任者又は現任者の残任期とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員の解任)

第 2 0 条 役員が次の各号に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々
3 分の 2 以上の議決により理事長がこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(役員の報酬)

第 2 1 条 役員はその地位にあることのみに基づき報酬を受けてはならない。
ただし常勤の役員の報酬は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

(評議員の定数、選任、任期及び解任)

第 2 2 条 この法人には評議員 1 5 名以上 2 1 名以内を置く。

- 2 評議員は理事会で選出し、理事長が任命する。
- 3 評議員の選任にあつては、評議員のいずれか 1 名及びその者と親族
その他特殊な関係にある者の合計数が評議員現在数の 3 分の 1 を超えて
はならない。
- 4 評議員は役員を兼ねることができない。
- 5 評議員には第 1 9 条から第 2 1 条の規定を準用する。この場合において
これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第 2 3 条 評議員は評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、
理事会の諮問に応じ理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(職 員)

第 2 4 条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。

- 2 職員は理事長が任免する。
- 3 職員は有給とする。

第 5 章 会 議

(理事会の招集等)

第 2 5 条 理事会は、毎年 2 回理事長が招集する。
ただし理事長が必要と認めた場合又は理事現在数の 3 分の 1 以上から
会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事
長は、その請求があつた日から 2 0 日以内に臨時理事会を招集しなけれ
ばならない。

- 2 理事会の議長は理事長とする。

(理事会の定足数)

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。
ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事現在数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

(評議員会の同意等)

第27条 次に掲げる事項については、理事会はあらかじめ評議員会の同意を得なければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 基本財産についての事項
- (4) 長期借入金についての事項
- (5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
- (6) 奨学金給与規程の変更に関する事項
- (7) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

- 2 評議員会の議長は、会議の都度評議員の互選で定める。

- 3 第25条第1項及び前条の規定は評議員会についてこれを準用する。
この場合においてこれらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのはそれぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

(議事録)

第28条 理事会及び評議員会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、議長及び会議の出席者の代表2名以上が署名押印の上、理事長がこれを保存する。

第6章 選考(審査)委員会

(選考(審査)委員会)

第29条 この法人には、第4条第1号の事業にかかる選考(及び審査)を行うため選考(審査)委員会を置く。

- (1) 選考(審査)委員会は5名以上7名以内の委員をもって組織する
- (2) 委員は、学識経験者のうちから、理事会で選出し、理事長が委嘱する
- (3) 委員のうちには、この法人の役員及び評議員が2名を超えて含まれることになってはならない
- (4) 第16条第2項の規定は委員について準用する
- (5) 委員の任期は2年とし、再任を妨げない
- (6) 補欠又は増員により選出された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第30条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において理事現在数及び評議員現在数の各々の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第31条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第32条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、国、地方公共団体又はこの法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附させるものとする。

第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第33条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これに代る書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 寄附行為及び奨学金給与規程
- (2) 役員、評議員、選考(審査)委員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 処務日誌
- (8) 官公署往復書類
- (9) その他必要な書類及び帳簿

- 2 前項第1号から第4号までの書類及び同項第6項の書類は永年、同項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号から第9号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

(細 則)

第34条 本財団は、保有する株式については、その株式の発行会社に対し、次の事項を除き、権利の行使又は権利行使の請求をしてはならない。

- (1) 配当の受領
- (2) 株式分割による新株式の受領
- (3) 株式割当増資への応募
- (4) 株主宛配布書類の受領

第35条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営について必要な事項は理事会の決議を経て、別に定める。

- 附 則
- 1 第14条の規定にかかわらず、この法人設立当初の会計年度は、設立許可の日から昭和64年3月31日までとする。
- 2 第16条の規定にかかわらず、この法人設立当初の理事及び監事は、次の通りとする。
この場合の役員の任期は第19条第1項の規定にかかわらず昭和64年3月31日までとする。
- | | | | | | |
|----------|--------|----|-------|----|-------|
| 理事（理事長） | 坂口美代子、 | 理事 | 齋藤 詢 | 理事 | 松田 和夫 |
| 理事（常務理事） | 北住和夫、 | 理事 | 坂本 康實 | 理事 | 山本 清 |
| 理事 | 北村 甫 | 理事 | 谷 匡史 | 監事 | 陣田 尚 |
| 理事 | 近衛 忠輝 | | | 監事 | 藤野 亮二 |
- 3 この法人の寄附行為の変更は、文部科学大臣の変更認可の日から施行する。
(平成5年6月7日認可改訂)
- 4 この法人の寄附行為で文部大臣の名称を、省庁再編成に伴い文部科学大臣の名称に変更する。
(平成13年1月6日改訂)